

## 川崎市立学校電磁的記録管理要綱

川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の電磁的記録（電子決裁文書を除く。以下同じ。）の管理に関しては、川崎市立学校公文書管理規程（平成15年川崎市教育長訓令第4号。以下「規程」という。）その他別に定めるもののほか、川崎市教育委員会事務局電磁的記録管理要綱（平成28年5月1日28川教庶第238号。以下「要綱」という。）の規定を準用する。この場合において、要綱中「文書主任」とあるのは「文書事務責任者」と、「所管課長」とあるのは「校長」と、「所管課」とあるのは「学校」と読み替えるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。